

各常任委員会での審査状況

総務常任委員会

宮之城高校跡地利用は 大局的な視点で検討を

土地の処分について

問 「ふくし園（社会福祉法人ひいらぎ会）」の設立当時、七千万円の補助と、土地の無償貸付がなされたが、今回、更に評価額の二分の一の譲渡となると、重複助成措置にならないか。

答 町外職員の町内居住や食材の地元賄いなど、地域への貢献度並びに社会福祉事業への貢献度など総合的に勘案すると、五割軽減が妥当ではないかと、不動産価格評定委員会で結論をみた。

町一般会計補正予算（第七号）の関係分

問 宮之城高校施設等活用対策協議会について、県教委から、施設活用についての地元意向を早く出してほしいという要望を受けて協議会を設置することだが、合併も控えているこの時期に拙速に立ち上げて、結論を急ぐことはいかがなものか。大局的なまちづくりの視点に立って、総合的に活用策を検討すべきではないか。

答 まだ時間もおり、決して急

く必要はないと思っている。できるだけ広く意見を聞いて、慎重に柔軟に対応していく。



町議会でも宮之城高校を現地調査した

問 給与費に占める時間外勤務手当は五・二割であるが、経営努力の方針は。

答 十六年度は、合併という特別な事情があつて、昨年度より少し伸びている。各課長が厳選して命令をすとか、土・日曜日での休暇の振り替え等、通常の勤務時間そのものが、手当に結びつかないような形で対応してきている。

問 合併で、一般会計に属する基金の取り扱いはどうなるのか。

答 新町に引き継ぐ基金は、新町の基金条例の経過措置の条項をもって、新町に引き継ぐ。
 廃止する基金については、三月議会で廃止し、新町への剰余金にして、新町の基金に積み立てる。
 なお、各町の持ち寄りは、標準財政規模の二〇％以上をもち寄ることになっている。